

千年たちばな保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、あらかじめ、当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人妙常会
所 在 地	神奈川県海老名市浜田町23-25
電 話 番 号	046-231-5848
代 表 者 職 氏 名	理事長 本良 信典

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	千年たちばな保育園
施 設 の 所 在 地	川崎市高津区千年107
電 話 番 号	044-741-5510
施 設 長	尾崎美恵子
受 入 年 齢	満1歳～小学校就学前
利 用 定 員	1歳10人 2歳児12人 3歳以上児 38人
開 設 年 月 日	平成29年4月1日

3 施設の目的及び運営の方針

千年たちばな保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷 地 面 積	837.95㎡
園舎の構造・規模	鉄筋コンクリート造2階建て
園 舎 面 積	390.30㎡
園 庭 面 積	776.00㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
1 階 保 育 室	1 室	80.00 m ²	
2 階 保 育 室	1 室	62.09 m ²	
調 理 室	1 室	24.00 m ²	
事 務 室	1 室	22.53 m ²	医務室を含む

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1 人	園務の統括
主任保育士	1 人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	11 人	乳幼児の保育（常勤 8 名 非常勤 3 名）
看護師	1 人	保育業務、健康管理業務
栄養士	1 人	栄養管理、献立作成、給食調理
調理員	2 人	給食調理（常勤 1 名 非常勤 1 名）
用務員	1 人	用務（非常勤 1 名）

※上記職員の員数等は、利用する子どもの歳児と人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります）。

(2) 保育短時間認定を受けた児童の場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。

実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「ならし保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

8 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 3歳以上児への主食・副食の提供

3歳以上児に対しても別途主食代・副食代を受領し、主食・副食の提供を行います。

9 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担額（保育料）支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を御負担いただきます。

お支払方法は、別途お知らせします。

10 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

11 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	ゆめこどもクリニック
医師名	林 毅陸
所在地	川崎市高津区野川 3950 久末メディカルビル B棟 2F
電話番号	044-751-9995

(2) 歯科

医療機関の名称	アイリス歯科
歯科医師名	添原 隆史
所在地	海老名市国分寺台2-1-13
電話番号	046-240-8202

12 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：ゆめこどもクリニック 診療科：小児科 所在地：川崎市高津区野川 3950 久末メディカルレジ B棟2F 電話番号：044-751-9995
---------	--

13 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。
避難・備蓄用品	・避難用リュック 有 ・ミネラルウォーター 有 ・毛布 有 ・備蓄米・食糧 有 ・懐中電灯 有
緊急時の伝言方法	メールによる。
避難場所	東橘中学校（川崎市高津区子母口730）

14 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

15 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	・苦情受付担当者 主任 加藤清美 ・苦情解決責任者 園長 尾崎美恵子 苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、御意見箱も御利用ください。
第三者委員	住 所 川崎市高津区千年362 電話番号 044-751-3557
	役職・肩書等 民生委員・児童委員

第 三 者 委 員	吉田 文 夫	住 所 川崎市高津区千年 3 4 6
		電話番号 0 4 4 - 7 6 6 - 3 8 6 4
		役職・肩書等 民生委員・児童委員

16 利用者に対する保険内容

当園では、以下の保険に加入しています。

保 険 の 種 類	日本スポーツ振興センターの児童災害共済
保 険 の 内 容	見舞金 2,800 万円まで

保 険 の 種 類	全国私立保育連盟 賠償保険
保 険 の 内 容	対人賠償 1 名 1 億円まで(1 事故限度 7 億円まで) 対物賠償 200 万円まで

17 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車での送迎は御遠慮ください。 ・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投薬は行いません。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	---

18 園児及び保護者の情報の提供について

保育園は園児のよりよい保育及び保育環境を提供するため、保護者と園とが園児及び園児の環境についての情報を共有し、園児の健やかな成長増進を図るものとします。そのため、保護者より下記の情報提供を受けるものとします。

- 1、園児の身体及び環境について・・・児童票・健康記録表
- 2、自宅からの地図・緊急時等の連絡先及び電話番号・・・生活調査票
- 3、保護者の種別等、保育の必要量が分かるもの・・・勤務先等が証明する就労時間等
- 4、その他、園が必要と思われるもの・・・緊急連絡先

別表

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部を御負担いただくもの	利用する延長保育時間 30分につき 月額1,000円 単発 500円 ただし、被保護世帯及び 市民税非課税世帯は免除
補食代	延長保育時に提供する補食代を実費で御負担いただくもの	月額1,500円 単発 100円
主食代	3歳以上の児童に提供する主食代を実費で御負担いただくもの	月額1,300円
副食代	3歳以上の児童に提供する主食(米・パン・麺類など)を除く副食代を御負担いただくもの おやつや牛乳・お茶代も含まれます	月額4,500円 ※但し年収360万円未満 相当世帯、及び第3子以 降の子どもを除く
保育用品代 帽子代、 遠足費など	学年ごとにそろえて購入する帽子、クレヨン代を実費で御負担いただくもの ※新入園児のみ QRカード500円も含む	1歳児 新入児 3,500円 2歳児 新入児 3,500円 3歳児以上新入児 5,600円 2歳児 在園児 1,150円 3歳児 在園児 3,450円 4歳児 在園児 1,650円 5歳児 在園児 1,650円 遠足費等は交通費実費

※毎年各種費用については見直され価格が変動する場合があります。

※主食費及び副食費の滞納が発生した場合、川崎市に連絡することがあります。

令和 6 年 月 日

保育園名：千年たちばな保育園
説明者職氏名：園長 尾崎美恵子

私は、本書面にに基づき、重要事項の説明を受け、あらかじめ、千年たちばな保育園の
特定教育・保育の提供の開始について、同意しました。

令和 6 年 月 日

保護者住所：
保護者氏名： 印
児童氏名：
児童から見た続柄：

個人情報使用同意書

特定教育・保育の提供に際して、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校への円滑な移行・接続が図れるよう卒園に当たり入学する予定の小学校との間で情報を共有すること。
- ・ 他の保育所等へ転園する場合において、他の施設との間で必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において病院その他の関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。

千年たちばな保育園 園長 尾崎美恵子様

令和 6 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名：

印

児童氏名：

児童から見た続柄：